

危機克服対応ビジネス創出事業補助金 FAQ

1 応募・申請関係

質 問	回 答
1 他の補助金を検討中だが、本事業に応募することは可能か。	「令和4年度 次世代地域産業推進事業補助金」、「令和4年度 産学公の森（企業の森・産学の森）推進事業補助金」、「令和4年度 中小企業緊急対応支援事業補助金②コース」との併願申請はできません。 また、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用については併用できません。
2 いずれも京都府内に本事業の拠点を置く中小企業で、A社、B社、B社の子会社であるC社で応募した場合、補助金交付はどうか。	補助金交付先はA社と、B社又はC社のいずれか1社になります。
3 本社が大阪で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するが、申請可能か。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば申請可能です。ただし、法人の場合は法人登記簿謄本の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控により所在が確認できることが要件です。
4 本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも申請可能か。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので申請できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は申請できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので御注意ください。
5 成果や知見の情報提供は、どのような形で行うのか。	進捗状況報告書（第6号様式）、実績報告書（第7号様式）、事業完了後の状況報告書（第12号様式）を提出いただきます。それらを利用して、財団や京都府が公表や発表を行う場合があります。当該情報を公開する場合は、事前に調整し了承を得てから行うこととします。
6 グループ申請の場合、申請書類は、構成企業ごとに提出してよいか。	申請書類はグループの代表企業等がまとめて提出してください。
7 グループ申請でも補助金上限額は5,000万円か。	グループ申請の場合でも、構成企業等の合計額の上限が5,000万円になります。

8	京都府外の事業者も、京都府の納税証明書が必要か。	京都府の納税証明書が必要なのは、補助金を申請する事業者だけです。
---	--------------------------	----------------------------------

2 経費関係

	質 問	回 答
1	交付要領別表 3 の人件費について、既に雇用している従業員は対象となるか。	既に雇用している従業員は対象になりません。交付決定日以降、新たに雇用された従業員に限ります。 なお、「新たに雇用された従業員」は、「雇用契約書」、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」が必要になります。 なお、大企業の人件費については、本事業のために新たに雇用するものであっても補助対象外となります。
2	資材・部品・消耗品等は次年度に利用する在庫分まで購入してよいか。	本事業内で使用する分だけ購入してください。
3	事前着手届を提出した場合、いつから事業が開始できるか。 また、事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了した場合も補助対象となるのか。	令和4年4月1日以降を事前着手日とすることができます。 また、令和4年4月1日以降に発注・契約を行ったものであれば、交付決定日までに発注・契約、納品、支払（決済）の全てが完了したのもも補助対象となります。
4	令和4年12月31日までに、納品や支払が済まなかった経費はどうなるか。	補助対象外になります。
5	補助対象期間を超えて契約されたリース代は対象になるか。	補助対象期間に係る分のみで、かつ支払いの完了が確認できる経費が対象になります。
6	グループ申請の場合、グループ構成企業等への発注による経費は対象になるか。	グループ構成企業への発注・外注による経費は認められません。
7	建物の建築費や改修費は対象になるか。	必要と認められれば対象になります。
8	グリーン料金や航空機プレミアムシートは対象経費に認められるか。	原則、グリーン料金や航空機プレミアムシート等は、対象経費に認められません。ただし、指定席料金は対象経費になります。

